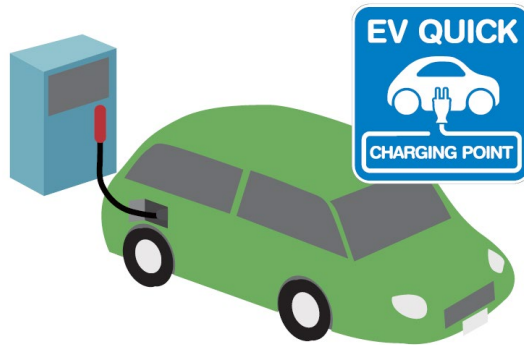


令和5年度 電気自動車用 充電設備設置費補助金



一般社団法人
次世代自動車振興センターより

◎各種様式等詳細は、ホームページも併せてご確認ください。



松戸市 電気自動車用充電設備

検索

申請者の本人確認をさせていただきます。

※個人及び個人事業主の場合は、官公庁が発行する顔写真付きの書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)1点、又は、その他の書類(保険証、年金手帳、通帳など)2点以上を申請時にご提示ください。

※法人の場合は、担当者の社員証、保険証、名刺のうち2点以上を申請時にご提示ください。

※郵送又は代行業者による持ち込みの場合は、本人確認書類の写しを添付してください。

提出書類が揃っているか、チェックリストでご確認の上ご申請下さい！！

目次

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 補助金の概要 | 1 |
| 2 | 補助金の申請 | 2 |
| 3 | 申請者の要件 | 3 |
| 4 | 設備の要件及び必要書類..... | 4 |
| 5 | よくある質問等 | 11 |
| 6 | 補助対象設備の処分の制限..... | 11 |
| 7 | 各種様式の記入例..... | 12 |
| 8 | 補助金の交付までの流れ..... | 14 |

1 補助金の概要

事業所または集合住宅に電気自動車用充電設備を導入する方、及び充電設備を導入しようとするマンション等のマンション管理組合に補助金を交付します。

補助対象となる設備及び経費、補助金額は次のとおりです。

| 補助事業種類 | 補助対象の種類 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---------------|--|---|---|
| 事業所用充電設備 | 急速充電設備 | 設備本体の購入費、設備の設置工事費（基礎工事、据付・配線工事等） ※高圧受変電設備設置工事費、屋根や小屋、案内板、課金装置などの付帯設備設置費、停電回避費、充電スペース造成費、既存設備の撤去・処分費、運搬費は除く。） | 補助対象経費×1/2 (上限40万円) |
| | 普通充電設備 | | 補助対象経費×1/2 (上限10万円) |
| 集合住宅用充電設備 | 急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド | 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額 | 住民のみ充電設備を利用可能な場合 補助対象経費×1/3 (1基当たり上限50万円) |
| | | | 住民以外も充電設備を利用可能な場合 補助対象経費×2/3 (1基当たり上限100万円) |
| 住民の合意形成のための資料 | 充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費 | 事業者への外注費 | 上限15万円 |

※補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとします。

(事業所用充電設備)

- ・補助対象経費は、消費税及び国その他の団体からの補金を受けている場合はその額を控除した額とします。
- ・補助金の交付回数は、一事業者につき1回限りとします。

(集合住宅用充電設備、住民の合意形成のための資料)

- ・補助金の交付回数は、同一の工事において1回限りとします。

2 補助金の申請

(1) 申請期間

(事業所用充電設備)

令和5年4月1日(土)から令和6年3月29日(金)まで

(集合住宅用充電設備、住民の合意形成のための資料)

令和5年7月1日(土)から令和6年3月11日(月)まで

※申請書類に不備や不足がなく揃った時点ではじめて受付となります。

※申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。

(2) 申請方法

持参又は郵送(上記期日までに必着)

※郵送の場合は、追跡などが可能な書留等での送付を推奨します。

(3) 申請先 ※支所等での受付は行いません。

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

松戸市 環境政策課

市役所新館6階

3 申請者の要件

●全設備共通

- (1) 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (2) 松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 補助対象事業を実施する事業所を第三者が所有している場合は、所有者の同意を得ていること。
- (4) 補助対象設備の共有者がいる場合は、全ての共有者の間で同意が取れていること。

●事業所用充電設備

- (1) 市内で事業を営み、事業所を有すること。
- (2) 自動車の製造又は販売に係る事業を主たる事業として営んでいないこと。
- (3) 経費等の支払いは申請日までに完了していること、かつ、当該年度の4月1日から申請日までに工事着工及び完了していることとする。

●集合住宅用充電設備

- (1) 設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。
- (2) 集合住宅用充電設備の設置にあたって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。
- (3) 経費等の支払いは申請日までに完了していること、かつ、当該年度の4月1日から申請日までに工事着工及び完了していることとする。

●住民の合意形成のための資料

- (1) 充電設備を導入しようとするマンション等のマンション管理組合であること。
- (2) 令和5年4月1日から申請日までに資料作成が開始され、かつ、完了し、経費等の支払いが完了していること。
- (3) 経費等の支払いは申請日までに完了していること、かつ、当該年度の4月1日から申請日までに工事着工及び完了していることとする。

4 設備ごとの要件及び必要書類

4-1 事業所用充電設備

(1) 設備の要件

- ア 急速充電設備は、電気自動車に充電するための設備であり、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えていること。
- イ 普通充電設備は、電気自動車に充電するための設備であり、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えていること。
- ウ 国が実施する充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより指定されていること。
- エ 市民等が一般に利用できること。

(2) 必要書類

| 必要書類 | 記載要件及び書類例等 |
|-------------------------|--|
| 申請書 (第1号様式及び第1号様式別紙) | 必要事項を記入し押印すること。 ※市長が税の納付状況を確認することに同意しない場合は、納税証明書の提出が必要。 |
| 市内に事業所等を有することを証する書類 | 【書類例】 履歴事項全部証明書(概ね3か月以内)等の写し、営業許可証の写し |
| 契約書等の写し | 補助対象となる経費の明細、一般社団法人次世代自動車振興センターにより指定された型番号及び設置数、工事着工(予定)日、工事完了(予定)日が記載されているもの。 <u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された内訳書等を併せて提出。 <u>工事の着工日と完了日の記載がない場合は…</u> →工事着工完了届出書を契約業者に作成してもらい、併せて提出。【要原本】 ※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。 ※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書等を併せて提出すること。 |

| | |
|---|---|
| カタログ又は仕様書の写し | 補助対象設備の形状と型番号が確認できるページの写し。 |
| 領収書の写し | 補助対象事業に係る但し書きが記載されているもの。 領収書が発行できない場合は… →領収証明書を契約業者に作成してもらい、併せて提出。(原本) |
| 工事実施状況等を確認できる写真 | ・工事前の状況を撮影したもの。 ・工事後の状況を撮影したもの。(補助対象設備の全体、銘板、一般の利用者に向けた案内板等を含む) ※工事中と思われるものは不可。 |
| 補助対象設備を設置した場所がわかる平面図 | 設置場所の接道の位置、補助対象設備の設置個所、一般の利用者に向けた案内板等が記載されているもの。 |
| 未使用品であることを確認できる書類の写し | 【書類例】 保証書、出荷証明書、出荷日等が記載された納品書等の写し。 |
| 他の補助金の交付金額がわかる書類 ※該当者のみ | 【書類例】 国補助金の額確定通知書の写し。 |
| 補助対象機器を設置する土地の共有権者又は所有者の同意書 ※土地の共有者や所有者が別にいる場合のみ | |

併せて松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付請求書(第3号様式)をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

4-2 集合住宅用充電設備

(1) 設備の要件

集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

- ア 急速充電設備は、電気自動車に充電するための設備であり、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えていること。
- イ 普通充電設備は、電気自動車に充電するための設備であり、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えていること。
- ウ 蓄電池付急速充電設備は、主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えていること。
- エ 充電用コンセントは、電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口であること。
- オ 充電用コンセントスタンドは、エを装備する盤状又は筒状の筐体。

(2) 必要書類

| 購入 | リース | 必要書類 | 記載要件及び書類例等 |
|----|-----|--------------------------|--|
| ○ | ○ | 申請書 (第1号様式及び第1号様式別紙1) | 必要事項を記入し押印すること。 |
| ○ | | 契約書等の写し | <p>補助対象となる経費の明細が記載されているもの。</p> <p><u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された内訳書等を併せて提出。</p> <p>※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。</p> <p>※変更契約が複数ある場合は、全ての 変更契約書及び最終的な経費の明細 がわかる内訳書等を併せて提出する こと。</p> |

| | | | |
|---|---|-----------------------------------|--|
| ○ | | 領収書の写し | 補助対象事業に係る但し書きが記載されているもの。 領収書が発行できない場合は… →領収証明書を契約業者に作成してもらい、併せて提出。(原本) |
| ○ | ○ | 国の補助金の交付申請書類一式の写し | オンライン申請システムにて入力した申請情報及びアップロードした書類を紙出力したもの。 |
| ○ | ○ | 国の補助金の交付決定書類の写し | |
| ○ | ○ | 国の補助金の交付実績報告書類一式の写し | オンライン申請システムにて入力した実績報告情報及びアップロードした書類を紙出力したもの。 |
| ○ | ○ | 国の補助金の額の確定書類の写し | ※国の補助金の交付決定後に変更の申請を行っている場合のみ。 |
| ○ | ○ | カタログ又は仕様書の写し | 補助対象設備の形状と型番号が確認できるページの写し。 ※国の補助金の交付申請書類に含まれる場合を除く。 |
| ○ | ○ | 工事実施状況等を確認できる写真 | 工事前後の状況を撮影したもの。 ※国の補助金の交付申請書類に含まれる場合を除く。 |
| ○ | ○ | 補助対象設備を設置した場所がわかる平面図 | 設置場所の接道の位置、補助対象設備の設置個所が記載されているもの。 ※国の補助金の交付申請書類に含まれる場合を除く。 |
| ○ | ○ | 未使用品であることを確認できる書類の写し | 【書類例】 保証書、出荷証明書、出荷日等が記載された納品書等の写し。 ※国の補助金の交付申請書類に含まれる場合を除く。 |
| ○ | ○ | 集合住宅の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し | 【書類例】 マンション管理組合総会等資料の写し。 ※国の補助金の交付申請書類に含まれる場合を除く。 |

| | | | |
|------------------------|---|--|---|
| ○ | ○ | 管理組合の現在の代表者の本人確認書類 | 公庁が発行する顔写真付きの書類(運転免許証やマイナンバーカードなど) 1点、又は、その他の書類(保険証、年金手帳、通帳など) 2点以上 ※国の補助金の交付申請書類に含まれる場合を除く。 |
| ○ | ○ | 設備を導入する住宅が集合住宅であることを証する書類 | 【書類例】 建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類 ※国の補助金の交付申請書類に含まれる場合を除く。 |
| | ○ | 登記事項証明書 | リース事業者の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 |
| | ○ | 貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式別紙2) | リース事業者、リース先、対象設備、リース期間、補助金額、リース料総額など必要事項を記入すること。 |
| | ○ | リース関係書類 | リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる領収書の写し及びリース契約書の写し |
| 集合住宅の住民以外も充電設備を利用可能な場合 | | | |
| ○ | ○ | 住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内版と周囲の景観が確認できる写真 | |

併せて松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(第3号様式)をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

4-3 住民の合意形成のための資料

(1) 補助の要件

- ア 集合住宅の管理組合が管理する集合住宅であること。
- イ 当該資料を使用することにより、管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

(2) 必要書類

| 必要書類 | 記載要件及び書類例等 |
|-----------------------------------|---|
| 申請書 (第1号様式及び第1号様式別紙1) | 必要事項を記入し押印すること。 |
| 請負契約書等の写し | <p>補助対象となる経費の明細が記載されているもの。</p> <p><u>経費の明細の記載がない場合は…</u> →明細が記載された内訳書等を併せて提出。</p> <p>※注文書の場合は、注文請書を併せて提出すること。</p> <p>※変更契約が複数ある場合は、全ての変更契約書及び最終的な経費の明細がわかる内訳書等を併せて提出すること。</p> |
| 領収書の写し | <p>補助対象事業に係る但し書きが記載されているもの。</p> <p><u>領収書が発行できない場合は…</u> →領収証明書を契約業者に作成してもらい、併せて提出。(原本)</p> |
| 集合住宅の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し | <p>【書類例】 マンション管理組合総会等資料の写し。</p> |
| 管理組合の現在の代表者の本人確認書類 | <p>公庁が発行する顔写真付きの書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)1点、又は、その他の書類(保険証、年金手帳、通帳など)2点以上</p> |

| | |
|--|--|
| 設備を導入する住宅が集合住宅であることを証する書類 | 【書類例】 建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類 |
| 作成した住民の合意形成のための資料の写し | ①設置場所見取図 ②平面図 ③配線ルート図 ④電気系統図 ⑤住民の費用負担のシミュレーション |
| 管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等 | |

併せて松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第3号様式）をご提出ください。なお、請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません。

5 よくある質問等

Q1 書類に不備や不足等があった場合は？

- A 窓口申請の場合は、その場で修正箇所等をお伝えした上で、返却します。
また、郵送申請の場合は、修正箇所等を確認し、返送しますので、余裕を持った申請をお願いします。修正等を行った上で、改めてご申請ください。

Q2 請負業者が申請手続きを代行することは可能ですか？また、代行する場合、委任状等は必要ですか？

- A 申請者本人の了承を得ていれば、代行可能です。委任状等は必要ありません。

Q3 工事着工完了届出書はどんな時に必要となりますか？

- A 工事着工(予定)日及び工事完了(予定)日が契約書に明記されていない場合や記載されていたとしても実際の日にちと異なる場合、契約書と併せて工事着工完了届出書(要原本)が必要となります。

Q4 クレジット(銀行振り込み)による支払いのため、領収書がありません。領収書の写しを添付しなくても構いませんか？

- A 領収書が発行されない場合は、市ホームページから「領収証明書」をダウンロードし契約業者」に作成を依頼したうえ、原本を提出してください。

そのほかの質問はホームページをご覧ください。

(右のQRコードからご覧になれます。)



6 補助対象設備の処分の制限

補助対象設備を財産処分制限期間である5年未満で、市長の承認なく処分してはいけません。

7 各種様式の記入例

7-1 事業所用充電設備の場合

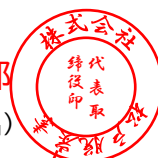
第1号様式

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所 〒271-2213
松戸市根本387-5
フリガナ カブシキガイシャ マツダツタンソ
ダイヒョウトリシマリヤク
申請者 マツド ショウエネタロウ
氏 名 株式会社 松戸脱炭素
代表取締役 松戸 省エネ太郎
(事業所の所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号 047-366-7089



代表者の印を押印してください。

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金の交付を受けたいので、松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

| | |
|-------------------------------|---|
| 補助対象設備の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 急速充電設備 <input type="checkbox"/> 普通充電設備 |
| 補助対象設備の設置場所 | 松戸市根本387-5 |
| 一般利用の方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (あたり 円) |
| 設備の利用可能時間帯 | 8:30~17:00 |
| 補助金交付申請額 | 400,000円 |
| 補助対象設備の概要 | 別紙のとおり |
| 私の市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに | <input checked="" type="radio"/> 同意します。 <input type="radio"/> 同意しません。 (該当するものに○) |

(添付書類)

同意した場合は、市長が公簿等で納税状況を確認します。
同意しない場合は、納税証明書の提出が必要です。

第1号様式別紙

補助対象設備の概要

| | | |
|---------------------------|-----------------|--|
| メーカー | 〇〇〇充電 | |
| 型式 | 387-5AA | 一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている型式を記入してください。 |
| 工事着工日 | 令和 5年 4月 | |
| 工事完了日 | 令和 5年 4月 3日 | |
| 補助対象事業の実施にかかった経費 | (総額) | 4,400,000 円 (A) |
| | (うち消費税) | 400,000 円 (B) |
| 国等の補助金額 | 3,200,000 円 (C) | |
| 補助対象経費 (A) - (B) - (C) | 800,000 円 | |

第3号様式

松戸市電気自動車用充電設備設置費補助金交付請求書

交付決定後に記入します。申請書
と同時にご提出いただく場合は、
記入しないでください。

年 月 日

(宛先) 松戸市長

請求者 住 所 松戸市根本387-5

交付決定後に記入します。申請書
と同時にご提出いただく場合は、
記入しないでください。

氏 名 株式会社 松戸脱炭素

代表取締役 松戸 省エネ太郎



年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市電気
自動車用充電設備設置費補助金について、松戸市電気自動車用充電設備設置費補
助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

代表者の印を押印してください。

請求金額 400,000円

| | | | | | | | |
|-------|--|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関名 | 松戸 <u>銀行</u> 本店 | | | | | | |
| | 金庫 根本 <u>支店</u> | | | | | | |
| | 組合 出張所 | | | | | | |
| | <u>普通</u> ・ 当座 | | | | | | |
| 口座番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| フリガナ | カ) マツダダツタンソ ダイヒョウトリシマリヤク マツド ショウエネタロウ | | | | | | |
| 口座名義 | 株式会社 松戸脱炭素 代表取締役 松戸 省エネ太郎 | | | | | | |

申請者名義の口座をご記入くだ
さい。他の方名義の口座には振り込
めません。

7-2 集合住宅用充電設備、住民の合意形成のための資料の場合
第1号様式

年 月 日

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書

(宛先) 松戸市長

リース契約の場合、リース事業者は上段(申請者)、リース先は下段に記入してください。

申請者 住所 〒211-8588
(リースの場合は、リース先は、リース事業者) 社名 松戸市根本387-5
代表者肩書 松戸マンション管理組合
フリガナ 理事長 松戸太郎
氏名
電話番号



(リース先) 住所 松戸市
フリガナ
氏名
電話番号

印

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付を受けたいので、松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

| | |
|--|--|
| 補助対象設備の種類 ※該当設備に☑ | <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム (エネファーム) <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅用充電設備 <input type="checkbox"/> 住民の合意形成のための資料 |
| 補助対象設備を導入する住宅等の所在地 | 所在地：松戸市 根本387-5 所有者： 松戸マンション管理組合 |
| 補助金交付申請額 | 100,000 円 |
| 補助対象設備の概要 | 別紙のとおり |
| (個人のみ)私の住民登録について市長が確認することに、 (申請者) <u>同意します。</u> ・ 同意しません。(該当するものに○) | |
| 私の市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに (申請者) <u>同意します。</u> ・ 同意しません。(該当するものに○) (リース先) <u>同意します。</u> ・ 同意しません。(該当するものに○) | |

1,000円未満は切り捨てます。

同意した場合は、市長が公簿等で住民登録と納税状況を確認します。
同意しない場合は、住民票と納税証明書の提出が必要です。
リースの場合は、リース事業者が上段、リース先が下段に記入してください。

第1号様式別紙

8 集合住宅用充電設備

| | | |
|--|--|--------------------|
| マンション等の名称 | 松戸マンション | |
| マンション等の所在地 | 松戸市根本387-5 | |
| メーカー名 | OO充電 | |
| 型式 | V2H-001122 | |
| 充電設備の住民以外の利用 | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | |
| 事業期間 | 着工日 | 令和 5年10月 3日 |
| | 完了日 | 令和 5年12月10日 |
| 補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。 | 100,000円 | |
| 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額 | 150,000円 | |
| (住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の2 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の1 (1,000円未満切り捨て) | 100,000円 | |

(設備ごとの添付書類)

- ア マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（マンション等の所有者である場合は除く。）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
- イ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）
- ウ 国の補助金に係る交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し並びに実績報告書類一式の写し
- エ 国の補助金に係る交付決定後に変更の申請を行っている場合にあっては、国の補助金に係る実績報告に係る額の確定書類の写し
- オ 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真

9 住民の合意形成のための資料

| | |
|---------------------------|--|
| マンション等の名称 | 松戸マンション |
| マンション等の所在地 | 松戸市根本387-5 |
| 資料作成事業者名 | 〇〇設計株式会社 |
| 作成する資料の種類 | 充電設備に係る <input checked="" type="checkbox"/> 設置場所見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 電気系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 配線ルート図 <input checked="" type="checkbox"/> 住民の費用負担のシミュレーション <input type="checkbox"/> その他 () |
| 補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。 | 150,000円 |

(設備ごとの添付書類)

- ア マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し (マンション等の所有者である場合は除く。) 及び代表者の本人確認書類 (免許証、健康保険証、住民票等) の写し
- イ マンション等であることを証する書類 (建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類)
- ウ 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し及びマンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等

第1号様式別紙2 (リース契約の場合のみ)

貸与料金の算定根拠明細書

リース事業者 住 所 **松戸市根本387-5**
 社 名 **株式会社 松戸脱炭素**
 代表者・氏名 **代表取締役・松戸省エネ太郎**
 電 話 番 号



対象設備、リース期間、補助金額、リース料
 総額を記入してください。

リース先 住 所 **松戸市根本 387-5**
 氏 名 **松戸マンション管理組合**
理事長 松戸太郎
 電 話 番 号



補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守す
 ることを誓約します。

| 対象設備 | リ ー ス 期間 (月 数) | 補助金額 | | | リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額 | | |
|----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|-------------------------|-----------------|----------------------|
| | | 松戸市の 補助金(a) | 国の 補助金(b) | 合計(c) ((a)+ (b)) | 補助金なし の場合(d) | 補助金あり の場合(e) | 差額(f) ((d)-(e)) |
| 集合住宅 用充電設 備 | 60月 | 100.000 円 | 150.000 円 | 250.000 円 | 1.000.000 円 | 750.000円 | 250.000 円 |

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後 もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 松戸市の補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められません。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

第3号様式

松戸市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書

交付決定後に記入します。申請書と同時にご提出
いただく場合は、記入しないでください。

年 月 日

(宛先) 松戸市長

リース契約の場合、リース事業者が上段(請求者)、
リース先が下段に記入してください。

住 所 **松戸市根本387-5**
松戸マンション管理組合
氏 名 **松戸 太郎**

印 **松戸**

交付決定後に記入します。申請書
と同時にご提出いただく場合は、
記入しないでください。

住 所 氏 名 申請書に押印した印鑑と同じも
ので押印してください。

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市住宅
用省エネルギー設備等設置費補助金について、松戸市住宅用省エネルギー設備等
設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 **100,000円**

ゆうちょ銀行の場合は、漢数字3
文字を記入してください。

| | | | | | | | |
|-------|--|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 金融機関名 | <p>松戸 銀行 本店</p> <p>金庫 根本 支店</p> <p>組合 出張所</p> | | | | | | |
| | <p>普通 ・ 当座</p> | | | | | | |
| 口座番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| フリガナ | マツド カンリクミアイ マツド タロウ | | | | | | |
| 口座名義 | 松戸マンション 管理組合 松戸 太郎 | | | | | | |

請求者名義の口座をご記入ください(リースの場合
はリース事業)。他の方名義の口座には振り込めま
せん。

8 補助金の交付までの流れ

※交付(却下)決定までには、交付申請書受付後、6週間以上かかることがあります。



ご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

松戸市 環境部 環境政策課（市役所新館6階）

TEL： 047-366-7089

FAX： 047-366-8114

E-mail： mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

令和5年9月1日作成